

伊勢原市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、市長が行う後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判その他の審判（以下「後見開始等の審判」という。）の申立手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(申立ての要請)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、本市に住所若しくは居所を有する者又は老人福祉法第5条の4により本市が行うとされる福祉の措置の対象となる65歳以上の者、知的障害者福祉法第9条により本市が行うとされる更生援護の対象となる知的障害者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の市長の同意を行った精神障害者のうち、後見開始等審判の申立てを必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）を確認したときは、市長に対し後見開始等の審判の申立てを要請することができる。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 該当者の日常生活の援助者（親族以外の者（社会福祉法人等の職員を含む。））
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
- (8) その他前各号に準ずる者

2 前項の規定による要請は、後見開始等の審判の申立要請書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(該当者及び親族の調査の実施)

第3条 市長は、前条第1項の規定による要請があったときその他必要があると認めるときは、該当者と面談し、次に掲げる事項について、調査票（第2号様式）により調査するものとする。

- (1) 健康状態・精神状態
- (2) 生活状況
- (3) 財産の状況
- (4) 2親等以内の親族の有無
- (5) 親族との関係
- (6) 親族に代わって後見開始等の審判の申立てをすべき事由

(審査委員会の設置)

第4条 前条に規定する調査結果に基づき、適切な成年後見を開始するため、審判の要請に関して審査を行う伊勢原市成年後見制度審判申立ての要請に関する審査委員会（以下

「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審判の決定及び申立て)

第5条 市長は、第2条第1項の規定による要請があったときその他必要があると認めるときは、審査委員会の議を経て、後見開始等の審判の申立てをする旨又はしない旨を決定するものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定による要請に関し前項の規定による決定を行ったときは、後見開始等の審判の申立要請に対する決定通知書(第3号様式)により当該要請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により後見開始等の審判の申立てをする旨の決定を行ったときは、家庭裁判所に対して審判の申立てを行う。

(診断書の徴収)

第6条 市長は、後見開始等の審判を申し立てるときは、後見、保佐又は補助のいずれの保護を必要とするかを判断するため、医師に該当者の診断を依頼し、診断書を徴収しなければならない。

(審判請求の手續)

第7条 市長は、後見開始等の審判を申し立てるときは、家庭裁判所の指定する様式により審判請求の手續をするものとする。

(審判請求等費用の負担)

第8条 市は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用その他の経費(以下「審判請求等費用」という。)を負担するものとする。

(審判請求等費用の求償)

第9条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求等費用について、該当者又は親族等が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求等費用の求償権を得るため、審判申立費用に係る上申書(第4号様式)により、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年2月24日告示第10号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第82号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第79号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月12日告示第22号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月10日告示第204号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

後見開始等の審判の申立要請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（要請者署名）住所

氏名
電話番号
要請者の身分

次の該当者について、後見開始等の審判の申立てを要請します。

申立根拠法		<input type="checkbox"/> 老人福祉法第32条 <input type="checkbox"/> 知的障害者福祉法第28条 <input type="checkbox"/> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	
該 当 者	ふりがな 氏名		生年月日 年月日
	本籍		
	住所 ※住民票所在地		電話番号
	居所 ※住所と現に居住する場所が異なる場合		電話番号
要介護認定等		<input type="checkbox"/> 未認定 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ）	
療育手帳		<input type="checkbox"/> 未認定 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2	
精神障害者保健福祉手帳		<input type="checkbox"/> 未認定 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級	
収入状況			
資産の状況			

第2号様式（第3条関係）

調 査 票

年 月 日

該当者	氏名		生年月日	年	月	日
	住所				電話	
	居所				電話	
該当者の状況	状 態	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 級）				
本人の状況	現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院等（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	(健康状態・精神状態)					
	(生活状況)					
親族の状況	(本人と関わりのある2親等以内の親族の状況及び親族との関係)					
財産の状況						
その他	(親族に代わって後見開始等の審判の申立てをすべき事由)					

家庭裁判所 御中

伊勢原市長



審判申立費用に係る上申書

本市では、 年 月 日付け 年第 号の事件につき、
開始の審判の申立てを行ったところであり、それに係る手続費用を負担しております。
つきましては、家事事件手続法第28条第2項により被 本人に下記申立て費用の
負担を命じていただくよう、お願い申し上げます。

記

1 申立対象者

住所

2 申立人

伊勢原市長

3 手続費用

申立手数料	円
登記手数料	円
郵便切手	円
診断書料	円
鑑定料	円

4 申立ての理由

本市としては、市の利益のためではなく、地域住民の福祉の立場から、専ら申立対象者本人の利益のために申立事務を行うものであり、公平の観点から手続費用を「関係人」としての本人に負担してもらうため申し立てるものです。

(事務担当は)